

山梨県吹奏楽連盟 規約・規定集

一般社団法人全日本吹奏楽連盟会員
山 梨 県 吹 奏 楽 連 盟

山梨県吹奏楽連盟 規約

第 1 章 総 則

第 1 条 〈名称及び所屬〉

本連盟は、「山梨県吹奏楽連盟」と称し、一般社団法人「全日本吹奏楽連盟」の会員となり、その法人の地域区分による西関東支部に所属する。

第 2 条 〈略 称〉

本連盟は、その略称を「山 吹 連」（さんすいれん）と称する。

第 3 条 〈事務局所在〉

本連盟の事務局は、事務局長の所属する団体所在地に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

第 4 条 〈目 的〉

本連盟は、県内各地区の吹奏楽諸団体を統合し、全日本吹奏楽連盟の掲げる目的に則し、音楽文化の向上に寄与するとともに、特に、青少年の情操の育成と吹奏楽の普及発展に貢献することを目的とする。

第 5 条 〈事 業〉

本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 吹奏楽の演奏会・吹奏楽コンクールなどの主催、又は、各種演奏会や吹奏楽等、音楽関係諸行事に対する後援事業。
2. 吹奏楽に関する講習会や研究会などの主催、又は、協力・援助事業。
3. 吹奏楽に関する楽譜などの紹介や配布、また機関誌発行等、広報的諸事業。
4. 吹奏楽指導者の育成に関する諸事業。
5. その他、本連盟の目的達成のために必要と思われる各種の諸事業。

第 3 章 会 員

第 6 条 〈会 員〉

本連盟の会員は、山梨県内の小学生・中学生・高等学校・大学の吹奏楽団(部)、非専門の一般職場の吹奏楽団、及び、本連盟の目的に賛同し入会を希望する個人並びに、本連盟の活動を賛助・維持する法人等の団体で構成する。

ただし、一団体は、これを一会員とする。なお、個人・法人等の会員は、県内外を問わず入会できる。また、会員は毎年4月中に会員の更新手続（会員名簿の作成等）をするものとする。

第 7 条 〈入 会・登 録〉

1. 本連盟に入会しようとするものは、入会届けに入会金、及び、その年度の年会費を添えて理事会に提出し、その承認を得なければならない。
2. 加盟団体に関する登録規定は別に定める。

第 8 条 〈退 会〉

本連盟を退会しようとするものは、第 3 9 条に規定する年度会費の納入期日までに退会届けを理事会に提出し、その承認を得なければならない。

第9条 〈資格喪失〉

1. 本連盟の会員は次の事由によって退会となり、資格を喪失する。
 - (1) 退会の申し出が受理された場合
 - (2) 引き続き2年間会費を滞納した場合
2. 本連盟の会員（加盟団体やこれに属する顧問や代表者、責任者等個人も含む）は、次の事由のいずれかに該当したときは、理事会で出席者の3分の2以上の議決を経て、理事長が解任又は除名することができる。
 - (1) 本連盟の名誉を傷つけ、または目的に反する行為のあったとき
 - (2) 本連盟の事業の遂行に重大な支障を与えたとき
 - (3) 楽団内において法律・規則等に違反する行為があったとき
3. 除名された団体又は個人は、前項と同様の手続きにより復権が認められる場合がある。

第10条 〈会員の義務・権利〉

会員は、総会において重要議題を審議・議決し、本連盟の事業に関しては、優先の取り扱いを受ける。なお、参加事業の運営に際しては、必ず実行委員会に所属しなければならない。

第11条 〈会員の議決権〉

それぞれの団体の運営責任者（小学校・中学校・高等学校及びこれに準ずる学校団体においては顧問教諭）は、本連盟の評議員を務め、総会における会員の議決権を行使する。なお、個人・賛助・維持会員の議決権はないものとする。

第 4 章 役 員 （ 機 関 ）

第12条 〈役員の構成及び人数〉

本連盟には、次の役員を置くものとする。なお、必要に応じ名誉役員を置くこともできる。

- | | |
|-----------|-------------|
| 1. 理事長～1名 | 2. 副理事長～若干名 |
| 3. 理事～若干名 | 4. 監事～2名 |

第13条 〈役員の選出〉

本連盟の役員は、次の手続きをもって選出される。

1. 理事長・副理事長は、理事会で互選し総会で承認を得る。
2. 理事・監事は、前年度の理事長が委嘱し総会で承認を得る。
3. 名誉役員は、必要により理事会で推薦し委嘱する。

第14条 〈役員の任務〉

役員は、次の任務を遂行する。

1. 理事長は、本連盟を代表し、本連盟の業務を総理する。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその業務を代行する。
3. 理事は、理事会を組織し、本連盟の運営について審議するとともに、それぞれの分担に従いその業務を遂行する。
4. 監事は、事業の運営及び会計を監督し、総会において報告する。

第15条 〈役員の任期〉

役員の任期は、2年間とし再任を妨げない。なお、人事異動等に伴う補欠、及び、増員の任期は、前任者の在任期間（役員改選までの）期間とする。

第 5 章 事 務 局

第 16 条〈事務局の構成及び人数〉

本連盟は、理事会の決定に基づく業務の執行機関として事務局を設け、次の構成員をもって組織するものとする。なお、事務局の構成員は、理事を兼ねることもできる。

1. 事務局長～1 名
2. 事務局次長～若干名
3. 書記～若干名
4. 会計～若干名
5. 事務局員～若干名

第 17 条〈事務局構成員の選出〉

事務局員は、理事長が任命し総会で承認を得る。

第 18 条〈事務局の任務〉

事務局は、次の業務を行い連盟業務を掌握する。なお、その詳細については、別途細則に掲げるものとする。

1. 事務局長は、事務局の長として事務局の業務運営、及び管理に責任を負う。
2. 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはその業務を代行する。
3. 書記は、諸会議の記録等を整理するとともに、重要事項などについて、役員及び、会員への周知徹底に努める。
4. 会計は、本連盟の一般会計・特別会計・引当金等の会計業務を掌る。
5. 事務局員は、事務局長・事務局次長を補佐するとともに、事務局全般の業務を遂行する。
6. 事務局広報担当は、本連盟の広報全般に携わり、機関誌の発行や連盟の活動状況、及び事業の企画・運営経過や理事会等、各種決定事項などの周知徹底に務める。また、マスコミ等、各報道関係への広報活動に積極的に対応する。

第 6 章 最 高 顧 問 、 顧 問 、 参 与

第 19 条〈顧問及び参与〉

本連盟には、必要に応じ最高顧問、顧問、参与をおくことができる。最高顧問、顧問、参与は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

第 7 章 会 議

第 20 条〈会議の種類〉

本連盟の会議は、総会・理事会、及び、年間事業運営における実行委員会、並びに打ち合わせ会（抽選会含む）等とする。

第 21 条〈会議の招集〉

本連盟の会議は、次の手続きをもって招集する。

1. 総会は、役員及び会員をもって組織し、毎年 1 回その年度の 4 月 1 日より、5 月末日までに理事長が招集する。
2. 臨時総会は、会員の過半数の要求があった場合、もしくは理事長が必要と認めた場合、理事長がこれを招集する。
3. 理事会は、理事長・副理事長、及び理事をもって組織し、定期的に理事長が招集する。
4. 最高顧問、顧問、相談役及び監事は、総会・理事会に随時出席するものとする。
5. 各種事業における実行委員会、及び、打ち合わせ会（抽選会含む）は、その都度理事長が招集する。
6. 理事長は、本連盟の運営に関わる重要事項、又は、緊急事態が発生した場合必要に応じて役員会等を臨時に招集することができる。

第 2 2 条〈会議の定足数〉

総会・理事会、及び、実行委員会、並びに、打ち合わせ会（抽選会含む）は、次の出席者数をもって成立する。

1. 総会は、個人会員及び評議員総数の過半数の出席を必要とする。
2. 理事会は、その構成員の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。
3. 実行委員会・打ち合わせ会は、原則として各種事業へ参加するすべての団体の出席を必要とする。
4. 総会は、予め委任状により意思表示したものは出席とみなす。

第 2 3 条〈議事の進行及び議決〉

総会の議長は、その都度選出し、理事会の議長は、理事長が務めるものとする。また、各種実行委員会・打ち合わせ会の議長は、その事業の実行委員長が務め、それらの議決は、出席者の過半数の賛成により決定する。なお、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第 2 4 条〈会議の審議事項〉

総会及び理事会等は、次の事項について審議し議決する。

1. 総会における審議事項。
 - (1) 事業報告・決算に関する件。
 - (2) 役員の承認に関する件。
 - (3) 事業計画・予算に関する件。
 - (4) 規約改正に関する件。
 - (5) その他、必要な事項。
2. 理事会における審議事項。
 - (1) 総会に関する件。
 - (2) 正・副理事長の互選、顧問・参与の推薦に関する件。
 - (3) 年間事業の計画・運営に関する件。
 - (4) 会計上の運営に関する件。
 - (5) 規約改正に関する件。
 - (6) コンクール等の実施規定改正に関する件。
 - (7) 各種の細則設置・取り決め等に関する件。
 - (8) 西関東吹奏楽連盟・全日本吹奏楽連盟、及び、その他の文化団体の共催事業等に関する件。
 - (9) その他、必要な事項。
3. 実行委員会等における審議事項。
 - (1) 各種事業の運営・実施に関する件。（実施要項の検討、細則等の確認）
 - (2) 実行委員の係・役割分担に関する件。
 - (3) 入場券等の販売に関する件。
 - (4) 出演順等の抽選に関する件。
 - (5) 係ごとの準備・進行等の打ち合わせに関する件。
 - (6) その他、必要な事項。

第 8 章 支 部

第 2 5 条〈地区の支部編成〉

本連盟は、年間事業の運営・実施上、それぞれ次の七つの地区に分けて、各支部を設置する。

1. 峡北支部～北杜市・韮崎市
2. 中巨摩支部～南アルプス市・甲斐市・中央市・昭和町
3. 甲府支部～甲府市
4. 峡南支部～南巨摩郡・市川三郷町
5. 峡東支部～山梨市・甲州市・笛吹市
6. 南都留支部～南都留郡・富士吉田市
7. 北都留支部～北都留郡・大月市・都留市・上野原市

第26条〈支部役員の構成〉

本連盟は、各支部の円滑な運営、及び、支部の活性化と充実を図るために、原則として次の役員を置くものとする。

1. 支部長～1名（理事）
2. 副支部長～2名（代議員）
2. 書記～若干名
3. 会計～若干名
4. 企画・運営委員～若干名

第27条〈支部長〉

支部長は、理事長が任命し総会の承認を得て就任する。また、理事を兼ねるとともに、支部運営の責任者となる。

第28条〈代議員〉

支部長より委嘱された支部代議員は、副支部長として支部長を補佐し、支部長事故あるときはその業務を代行する。

第29条〈支部運営と経費〉

支部の運営は、各支部において自主的に行うものとする。また、連盟からの運営補助に対し、事業などの計画、及びその結果を理事会に報告しなければならない。

第30条〈支部事業と補助金〉

支部独自で実施する講習会等の事業に対し、理事会の承認を得た上で、連盟本会計より補助金を交付することができる。

第 9 章 事 業 部

第31条〈目的及び種類〉

本連盟は、第4条の目的を達成するために、4つの事業部（第一事業部・第二事業部・第三事業部・第四事業部）を設置することができる。

第32条〈任務〉

各事業部は、それぞれ次のような任務を遂行する。

1. 第一事業部は吹奏楽コンクールを企画し、その運営を統括する。
2. 第二事業部はマーチングコンテストを企画し、その運営を統括する。
3. 第三事業部はアンサンブルコンテストを企画し、その運営を統括する。
4. 第四事業部は各種講習会等を企画し、その指導や運営を統括する。

なお、その詳細については、別途細則に掲げるものとする。

第33条〈各事業部の構成〉

各事業部長および次長は、理事の中から理事長が任命する。各事業においては、他の理事・参加団体からなる実行委員が係員として従事する。

第 1 0 章 実 行 委 員 会

第34条〈設置目的〉

本連盟は、事業を円滑に遂行するために、実行委員会を設置することができる。

第35条〈事業の運営〉

事業の運営は、原則として別に定める細則により、各事業部を中心に行う。

第36条〈実行委員〉

本連盟の事業に参加する会員は、必ず実行委員としてその業務を遂行しなければならない。

第 1 1 章 会 計

第 3 7 条 〈経 費〉

本連盟の経費は、入会金・年度会費・助成金・寄付金・事業収入などで支弁する。

第 3 8 条 〈入会金〉

本連盟への入会金は、1,000円とし、第7条の規定により入会時に納入する。なお、下記の場合は入会金の納入を免除するものとする。

1. 現在入会している小学校・中学校・高等学校で、統廃合によってできた新たな学校が新規入会をするとき
2. 過去に入会していた小学校・中学校・高等学校・大学が、再び入会をするとき

第 3 9 条 〈年度会費〉

本連盟の会員は、それぞれ次の年度会費を5月末日までに納入する。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. 小学生 …… 4,000円 | 2. 中学生 …… 5,500円 |
| 3. 高等学校 …… 6,500円 | 4. 大学 …… 7,000円 |
| 5. 一般 …… 7,000円 | 6. 職場 …… 7,000円 |
| 7. 個人会員 …… 3,000円 | 8. 賛助会員 …… 10,000円 |
| 9. 維持会員 …… 30,000円 | |

第 4 0 条 〈分担金〉

本連盟は、第1条の規定により、全日本吹奏楽連盟、及び、西関東吹奏楽連盟の規約に示された年度会費を分担金として上納する。

第 4 1 条 〈予算及び決算〉

本連盟の予算は、毎年度開始前の理事会において議決し、決算は、毎年度終了後に遅滞なく理事会の承認を経て、監事の意見をつけ、いずれも第21条に基づく年次総会に報告し、その承認を経なければならない。

第 4 2 条 〈慶弔規定〉

本連盟顧問・役員に関する慶事・弔事に対しては、この細則による。

1. 役員が退任の際は、在任年数にかかわらず次の如くする。
理事長が退任する際は、15,000円程度の記念品を贈呈する。副理事長が退任する際は、10,000円程度の記念品を贈呈する。
2. 本連盟顧問及び、役員本人が死亡の時
花輪または生花一基に、香料20,000円を添えて、全役員で見舞う。
3. 本連盟に深く関係する個人・法人・諸団体における死亡の時
個人及び、諸団体の代表者本人の死亡の場合花輪または生花一基に、香料10,000円位を添えて、役員で見舞う。
4. 本規定以外の場合、その都度、理事会などの協議により決定する。

第 4 3 条 〈会計年度〉

本連盟の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

第 1 2 章 規 約 の 改 正 等

第 4 4 条 〈規約の改正〉

この規約の改正は、理事会において出席者の3分の2以上の賛同を得たうえ、さらに総会において、過半数の賛成を必要とする。

ただし、字句の加除修正は、本旨の変更がない場合にのみ、理事会において行うことができる。

第45条〈細則の制定及び改正〉

本規約の施行に必要な細則の制定、及び、その改正は、理事会において行うことができる。

第 1 3 章 附 則

第45条 〈附 則〉

本規約は、昭和35年10月22日より施行する。

1. 本規約は、平成5年5月1日に一部改正施行する。
2. 本規約は、平成18年4月22日に一部改正施行する。
3. 本規約は、平成21年4月26日に一部改正施行する。
4. 本規約は、平成22年4月25日に一部改正施行する。
5. 本規約は、平成23年4月24日に一部改正施行する。
6. 本規約は、平成25年4月28日に一部改正施行する。
7. 本規約は、平成26年4月27日に一部改正施行する。
8. 本規約は、平成28年4月24日に一部改正施行する。
9. 本規約は、平成29年4月23日に一部改正施行する。
10. 本規約は、平成31年4月21日に一部改正施行する。
11. 本規約は、令和2年4月26日に一部改正施行する。
12. 本規約は、令和5年4月23日に一部改正施行する。
13. 本規約は、令和7年4月27日に一部改正施行する。
14. 本規約は、令和8年4月26日に一部改正施行する。